

せき柱の変形障害、運動障害及び荷重障害の等級認定がより客観的に、また、明確になるよう以下のように改正しました。

(1) 変形障害について

ア せき柱の変形障害については、障害等級を3段階で認定するとともに、障害の程度については、従来外見により判断していたものを改め、原則として椎体高の減少度やコブ法^{※1}による側彎度を測定して評価することとしました。

(ア) 「せき柱に著しい変形を残すもの(第6級の4)」には次のものが該当します。

- ① 2個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べて減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個あたりの高さ以上となっているもの

【例】3個の椎体の後方椎体高の合計が12cmであって、当該前方椎体高の合計が7cmに減少したもの ($12 - 7 > \frac{12}{3}$)

- ② コブ法による側彎度が50度以上であるとともに、1個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べ減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個あたりの高さの50%以上となっているもの

【例】2個の椎体の後方椎体高の合計が8cmであって、当該椎体の前方椎体高の合計が5.5cmに減少し、かつ、側彎度が55度のもの

(イ) 「せき柱に中程度の変形障害を残すもの(第8級を準用)」には次のものが該当します。

- ① 1個以上の椎体の前方椎体高が当該椎体の後方椎体高と比べ減少し、減少したすべての椎体の後方椎体高の合計と減少後の前方椎体高の合計との差が、減少した椎体の後方椎体高の1個あたりの高さの50%以上となっているもの

- ② コブ法による側彎度が50度以上であるもの

